

2022年度 社会福祉法人光明童園 事業報告

1. 法人の理念

社会福祉法人光明童園理念を、『子どもたちの幸せのために～子どもと共に、働く人と共に～』とする。
浄土真宗のみ教えを根幹とし、親鸞聖人が述べられた「世の中安穏なれ」の願いのもと、誰もがいつくしみ（慈愛）をたたえた眼差しを持ち（眼施）、すべての人が尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で安心して共に生かされ生きる社会を目指す。

2. 基本方針

児童養護施設においては、児童福祉法第41条「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて、退所した者に対する相談、その他の自立のための援助することを目的とする施設とする」を基本として、「人権を尊重し個性を大切に」「安心安全な生活の場の提供」「人との関わりや絆をしっかりと築き、心身の健康を守り育てる」を柱に、児童とともに生活していく中で、和顔愛語（なごやかな笑顔・やさしい言葉・おもいやりの心）に基づく「報恩感謝」の生活を実践し、強く明るく生きぬき、常にわが身を省み、互いにうやまい助け合う、そのような人間に育成する。また、対外的には、地域性を最大限に生かした社会性をはかり、地域の中に根ざした施設づくりに努力邁進する。児童発達支援センター及び児童家庭支援センターにおいては、家庭や各関係機関との連携をより充実させていくことで子育てのしやすい環境、地域作りを目指した。

地域支援部門、障がい児支援部門においては、核家族化や少子高齢化により、人と人のつながりが希薄化している中、子どもや子育てをしている人、高齢者、障がい者を含め、地域のすべての人がつながり合い、ともに尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で安心してともに生かされ生きる社会の実現を目指した。

3. 法人経営

(1) 評議員会、理事会、監査、苦情解決第三者委員会の開催

評議員会	2022年6月 ※書面審議	2021年度決算報告、2021年度事業報告
理事会	2022年6月 ※書面審議	諸規程の一部変更、公印規程の一部変更、苦情解決第三者委員の退任及び選任、補正予算、2021年度事業報告、2021年度決算、評議員会開催
	2022年9月29日	補正予算、就業規程の変更、児童家庭支援センターオーロブの木管理規程の変更、支援対象児童等見守り強化事業就業規程の策定
	2022年12月14日	土地の購入、児童発達支援センターにこここ管理規程の変更、就業規程の変更、補正予算
	2023年3月20日	地域小規模児童養護施設の新設、定員変更、日中一時支援事業、相談支援事業所にじいろの移管、管理職の選任、管理規程の変更、諸規程の変更、経理規程の変更、補正予算、2023年度事業計画（案）、2023年度予算（案）、役員等賠償責任保険契約
監査	2022年5月12日	処遇監査
	2022年5月24日	会計監査
苦情解決第三者委員会	2022年5月12日	苦情解決第三者委員連絡会

(2) 経営者会議

法人内の事業所の管理者と法人事務担当者が定期的（月 1 回）に集まり経営者会議を行った。各施設の現状や課題、取り組みの共有を図った。

法人職員アンケートを行った。

(3) 中長期計画の実施及び評価

社会福祉法人光明童園が取り組むべき事業活動と経営基盤強化の両面での指針を示すことを目的に策定。2020 年度から 2024 年度までの 5 か年間で計画期間とし、2022 年度の評価を行った。

(4) 情報の発信

法人のホームページを利用し、法人全体の情報や、法人の業務及び財務情報など公表が必要な情報について積極的に公表することにより、経営の透明性を図った。

(5) コンプライアンスの徹底

社会福祉法等の慣例法令はもとより社会的ルールやモラルを遵守した経営を行うため、上級職員を対象にコンプライアンスについての研修を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響ため実行に至らなかった。

(6) 経営の透明化

公正かつ透明性の高い適正な経営の取組を行うことを目的として、外部の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士）による監査及び相談支援体制を構築した。

(7) 地域における公益的な取組

施設毎に定期的に近隣の地区の清掃を行った。

地域の縁がわ活動として、地域住民の活動や子どもたちの居場所としての場所の提供をおこない、多くの利用があった。

(8) 委員会活動

新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されたが、リモートを活用した活動や会議などを行った。

（各委員会の事業報告は別紙のとおり）

4. 施設運営について

(1) 諸規程の一部変更について

(1) 管理規程の一部変更を行った。

(2) 就業規程の一部変更を行った。

(3) 給与規程の一部変更を行った。

(4) 経理規程の一部変更、インターネットバンキング利用規程の新設を行った。

(2) 各事業所での新規事業

(1) 相談支援事業所にじいろ

地域で生活している障がいをお持ちの児童やその保護者（以下「利用者」）が、地域の中で適切に障害児通所施設を利用できるよう、利用者の意思や人格を尊重し、意思を十分に踏まえた障害児支援利用計画および継続障害児支援利用計画を作成提供し、サービス事業者等との連絡調整を図った。